地域見守り協力員制度実施要綱

(設置)

(市町村の役割)

- 第1条 地域における福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神に基づき、行政等福祉関係機関又は民生委員・児童委員等と連携・協力し、見守り活動等の福祉活動を行うボランティアとして地域見守り協力員(以下「協力員」いう。)を設置する。
- 第2条 市町村は、地域の実情に応じて、高齢者やその他の要援護者の世帯数等を考慮し、住民が安全・安心に暮らすことができる社会づくりのために、必要と判断する地域に協力員を適正設置するものとする。
- 2 市町村は、協力員の設置地域で、欠員が生じた場合には、すみやかに欠員の補充に努めなければならない。

(依頼)

- 第3条 協力員は、地域の在住者を原則とし、地域福祉に関心があり、地域での見守り活動に意欲のある者のうちから、市町村長の推薦に基づき、知事が依頼する。
- 第4条 協力員の活動は、次のとおりとする。
- (1) 地域住民の生活状況の把握に努め、必要な情報を連携・協力する行政等福祉関係機関又は地域の民生委員・児童委員等に連絡すること。
- (2) 連携・協力する行政等福祉関係機関又は地域の民生委員・児童委員等と協議の上、必要に応じて高齢者等のいる家庭への友愛訪問等を行うこと。
- (3) 県及び市町村の地域住民に関する福祉情報及び福祉施策の普及啓発に可能な限り協力すること。
- (4) その他見守り活動に繋がる各種福祉活動に対して、可能な限り協力・支援すること。
- 2 市町村は、前項の協力員の活動中の事故等に備えて、傷害等保険制度に加入するものとする。 (守秘義務)
- 第5条 協力員は、前条の活動を実施するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。協力員でなくなった後においても、同様とする。

(行政等福祉関係機関又は民生委員・児童委員等との連携義務)

- 第6条 協力員は、第4条の活動を実施するに当たり、連携・協力する行政等福祉関係機関又は地域 の民生委員・児童委員等からの連絡事項等を守ると共に、緊密な連携を保たなければならない。 (活動期間)
- 第7条 協力員の活動期間は、3年とする。ただし、協力員に欠員が生じた場合に補充された協力員 の活動期間は、前任者の残期間とする。
- 2 協力員は、前項の規定にかかわらず、活動に支障をきたす正当な事由が生じた場合は、活動期間の途中であっても辞退することができる。

(依頼の取消)

- 第8条 知事は、協力員が次の各号のいずれかに該当する場合は、残りの任期にかかわらず、市町村 長からの申出に基づいて、依頼を取り消すことができる。
 - (1) 活動の実施に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (2) 活動を著しく怠り、又は第5条及び第6条の規定に基づく活動上の義務に違反した場合
 - (3) 行政等福祉関係機関、民生委員・児童委員及び協力員の活動を妨げ、又は信用を失墜させる ような非行があった場合

(指揮監督等)

- 第9条 協力員は、その活動に関し、知事の指揮監督を受ける。
- 2 市町村長は、協力員に対し、その活動に関して必要な指示をすることができる。
- 3 連携・協力する行政等福祉関係機関又は地域の民生委員・児童委員等は、協力員に対し、必要な見守り活動等の協力を求めることができる。

(依頼状等)

- 第10条 知事は、行政等福祉関係機関又は地域の民生委員・児童委員等と連携・協力して見守り等の福祉活動に携わる者の証として協力員の依頼状(別記第1号様式)及び協力員証(別記第2号様式)を交付する。
- 2 県は、協力員に対して、活動に必要な資料等を交付するものとする。 (その他)
- 第11条 県は、協力員の依頼状況を適切に把握するために、市町村に対して必要に応じて状況報告を求めることができるものとする。
- 2 県及び市町村は、協力員に対して、必要に応じた研修等の活動への支援を実施するものとする。
- 3 協力員は、活動状況等について、必要に応じて連携・協力する行政等福祉関係機関又は地域の民 生委員・児童委員等に対して報告をするものとする。また、県及び市町村は、必要に応じて協力員

の活動状況を把握するものとする。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

様

県民だれもが地域で支え合い、 不安なく安全・安心に暮らせる すこやかな社会をつくるため 地域見守り協力員として地域での 見守り等福祉活動をお願いします。

年 月 日

和歌山県知事〇〇〇〇印

(表)

等

地域見守り協力員証

市町村名

氏名

あなたは、県民だれもが地域で支え合い、安全・安心に暮らせる社会をつくるために、地域での見守り等福祉活動を依頼された地域見守り協力員であることを証します。

年 月 日交付(有効期限 ...)

和歌山県知事〇〇〇印

(裏)

地域見守り協力員制度実施要綱(抜粋)

(活動内容)

- 第4条 協力員の活動は、次のとおりとする。
- (1) 地域住民の生活状況の把握に努め、必要な情報を連携・協力する行政等福祉 関係機関又は地域の民生委員・児童委員等に連絡すること。
- (2) 連携・協力する行政等福祉関係機関又は地域の民生委員・児童委員等と協議 の上、必要に応じて高齢者等のいる家庭への友愛訪問等を行うこと。
- (3) 県及び市町村の地域住民に関する福祉情報及び福祉施策の普及啓発に可能な 限り協力すること。
- (4) その他見守り活動に繋がる各種福祉活動に対して、可能な限り協力・支援すること。

(守秘義務)

第5条 協力員は、前条の活動を実施するに当たっては、個人の人格を尊重し、その 身上に関する秘密を守らなければならない。協力員でなくなった後においても、同 様とする。

(行政等福祉関係機関又は民生委員・児童委員等との連携義務)

- 第6条 協力員は、第4条の活動を実施するに当たり、連携・協力する行政等福祉関係機関又は地域の民生委員・児童委員等からの連絡事項等を守ると共に、緊密な連携を保たなければならない。
- ※ (注) 協力員でなくなった時は、市町村へ協力員証の返還をお願いします。